

奈良県連盟感謝・表彰規定を施行するにあたって。

日本連盟感謝・表彰規定に則り、奈良県連盟で授与及び贈呈出来る表彰を整理し明文化しました。

1. 県連盟スカウティング褒章を設定しました。

この表彰は長年の功績ではなく、たとえ単年度であっても県連のスカウト運動発展のため顕著な功績を残したものに授与するもので、功労賞とは一線を隔します。申請に当たっての詳しくは県連名誉会議議長にお問い合わせください。

2. 県連盟スカウト顕彰を廃止(当面設定中止)いたしました。

3. 団スカウト顕彰を設定しました。

4. 地区での表彰を規定の及ばない範囲とし、自由化しました。

過去にあいまいな運用をされていたスカウト顕彰を見直しました。今後頑張ったスカウトに贈る類の表彰については団及び地区での対応とさせて頂く事としました。団スカウト顕彰では申請により独自に設定した顕彰バッジ(記章)を作成し、スカウトに着用させることができます。地区での表彰に記章の設定は出来ません。

5. 県連感謝状、県連感謝章を設定しました。

6. 申請手続きを規定いたしました。

教育規定において地区条項の削除を受け、地区での表彰申請にあたり県連盟規約に無い文言を整理しました。

ボーイスカウト奈良県連盟 感謝・表彰規程(案)

(主旨)

第1条 この規程は、ボーイスカウト奈良県連盟(以下「県連盟」という)が奈良県におけるスカウト運動発展のために贈呈あるいは授与により行う感謝および表彰について規程する。

(贈呈の種類)

第2条 県連盟から贈呈する記章・賞状の種類は、次のとおりである。

- 1 県連盟感謝章
- 2 県連盟感謝状

(授与の種類)

第3条 県連盟から授与する記章・賞状の種類は次のとおりである。

- 1 善行章
- 2 善行綬
- 3 県スカウティング褒章
- 4 県連盟褒状
- 5 県連盟特別有功章
- 6 県連盟有功章

(県連盟感謝)

第4条 県連盟から贈呈する感謝の記章・賞状の基準は、次のとおりとする。

- 1 県連盟感謝章
日本におけるスカウト運動のために、県連盟的に尽力した方に対し、県連盟として感謝するもの。
- 2 県連盟感謝状
日本におけるスカウト運動のために、県連盟的に貢献した方に対し、県連盟として感謝するもの。

(県連盟表彰)

第5条 県連盟から授与する表彰の記章・賞状の基準は、次のとおりとする。

- 1 善行章
スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの規範となる者
- 2 善行綬
スカウト精神に基づき、スカウトの規範となる善行を行った隊、班または組
- 3 県スカウティング褒章
日本におけるスカウト運動に対し、県連盟的に特別顕著な功績を挙げた者

4 県連盟特別有功章

日本におけるスカウト運動に対し、県連盟的に多年にわたり功績のあった者

5 県連盟有功章

日本におけるスカウト運動に対し、県連盟的に多年にわたり功労のあった者

6 県連盟褒状

日本におけるスカウト運動に対し、県連盟的に顕著な功績を挙げた者

(県連盟への申請・審議手続き)

第6条 県連盟への申請手続きは、地区の申請、または県連盟名誉会議自体の発議により、県連盟名誉会議が審議・決定し、県連盟理事会に報告する。

(県連盟の贈呈者・授与者)

第7条 県連盟の贈呈者・授与者は連盟長とする。連盟長欠員の場合は県連盟理事長とする。

(地区表彰)

第8条 県連盟内各地区において実施される表彰については、地区協議会等当該地区にて審議・決定され、表彰基準は各地区によるものとする。

(団顕彰)

第9条 スカウト顕彰 団の規定に基づき対象となるスカウト

団は施行に際し、記章の種類、趣旨、様式、図柄、寸法、色について県連盟コミッショナーをとおして日本連盟教育本部に届け出るものとする。

注記 スカウト顕彰にあつては、スカウトのみを対象とし指導者は含まない。

(日本連盟感謝・表彰・申請・審議手続き・贈呈者・授与者)

第10条 日本連盟の感謝・表彰・申請・審議手続き・贈呈者・授与者については、ボーイスカウト日本連盟感謝・表彰規程「第4条(日本連盟感謝)・第5条(日本連盟表彰)・第6条(日本連盟への申請・審議手続き)・第7条(日本連盟の贈呈者・授与者)」を準用する。

(改 廢)

第11条 この規程の改廢は次による。

第1条から第3条までは、理事会が行う。その他は県連盟名誉会議が行い理事会に報告する。

付 則 この規定は、平成20年12月4日より施行する。